

参考資料

1 棚倉町男女共同参画基本計画策定委員会 委員名簿

委員任期 令和6年12月1日～令和7年3月31日

No.	役職名	氏 名
1	委員長	秋山 篤子
2	副委員長	和田 圭太
3	委 員	中野 喜久枝
4		緑川 幸代
5		門馬 さゆり
6		大塚 勇也
7		緑川 正

2 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年七月一六日法律第一〇二号

同十一年一月二二日同第一六〇号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が

男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

3 男女共同参画政策に関する行政関係年表

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
1975 年 (昭和 50 年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議(於 メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1976 年 (昭和 51 年)	国連婦人の十年 一九七六年から一九八五年	民法の一部改正 (婚氏続称制度新設) 一部の公務員等に対する育児休業法施行	
1977 年 (昭和 52 年)		「国内行動計画」策定	
1978 年 (昭和 53 年)			青少年婦人課と改組 婦人関係行政連絡会議設置
1979 年 (昭和 54 年)		国連総会 「女子差別撤廃条約」採択	婦人問題懇話会設置 「婦人の意識調査」実施
1980 年 (昭和 55 年)		「国連婦人の十年」中間年世界会議 (於コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」への署名 民法の一部改正 (配偶者相続分の引き上げ)
1981 年 (昭和 56 年)		「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定 婦人問題についての意見具申 婦人問題協議会の設置
1982 年 (昭和 57 年)			
1983 年 (昭和 58 年)			「婦人の地位と福祉の向上のための 福島県計画」策定 婦人問題推進会議設置
1984 年 (昭和 59 年)		国籍法の改正(父母両系主義)	
1985 年 (昭和 60 年)		「国連婦人の十年」最終年世界会議 (於 ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	福島県婦人団体連絡協議会結成 (24 団体加入)
1986 年 (昭和 61 年)	婦人問題企画推進有識者会議開催 (婦人問題企画推進会議の後身) 男女雇用機会均等法施行	「婦人の意識調査」実施	

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
1987年 (昭和62年)		「西暦 2000 年に向けての 新国内行動計画」策定 教育課程審議会答申 (高等学校家庭科男女必修(平成6年))	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」見直し
1988年 (昭和63年)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂
1989年 (平成元年)			
1990年 (平成2年)	国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択		
1991年 (平成3年)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」(第一次改定) 目標年度:平成 12 年度 育児休業法成立	青少年婦人課に「婦人行政係」設置 婦人問題推進会議を「婦人問題企画推進会議」と名称変更
1992年 (平成4年)		育児休業法施行初の婦人問題担当大臣任命	「女性に関する意識調査」実施
1993年 (平成5年)	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	パートタイム労働法成立 「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」 婦人問題企画推進本部決定	女性総合センター(仮称)整備検討 福島県女性史の編纂着手 福島県婦人団体連絡協議会 32 団体となる 「ふくしま新世紀プラン」策定 目標年度:平成 12 年度
1994年 (平成6年)	国際人口・開発会議(於 カイロ)	男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	「ふくしま新世紀プラン」の施行 青少年女性課女性政策室の設置 婦人問題企画推進会議を「女性問題企画推進会議」と名称変更
1995年 (平成7年)	第 4 回世界女性会議開催「北京宣言及び行動綱領」採択	育児休業等に関する法律の改正(介護休業) ILO156 号条約批准(家族責任を有する労働者の機会等の均等)	女性総合センター(仮称)基本構想策定
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」答申(男女共同参画審議会) 「男女共同参画 2000 年プラン」策定	女性総合センター(仮称)基本計画策定

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
1997 年 (平成 9 年)		「男女共同参画審議会設置法」施行 男女雇用機会均等法の改正 労働基準法の改正 育児・介護休業法の改正 労働省設置法の改正 介護保険法成立	「福島県女性史」刊行
1998 年 (平成 10 年)		「男女共同参画社会基本法案」を国会に提出	女性総合センター(仮称)着工
1999 年 (平成 11 年)		改正男女雇用機会均等法施行 「男女共同参画社会基本法」公布・施行	「男女共同参画に関する意識調査」実施
2000 年 (平成 12 年)	国連特別総会 「女性 2000 年会議」開催 (於ニューヨーク)	男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 「第 1 次男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為の規制に関する法律」公布・施行	群馬・新潟・福島三県女性サミット 2000 開催 (於 会津大学) 「男女共生センター」竣工・開館 「ふくしま男女共同参画プラン」(H13～H22)策定
2001 年 (平成 13 年)		内閣府に「男女共同参画会議」、 「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行	県民生活課人権・男女共同参画グループの設置 女性問題企画推進会議を「男女共同参画推進会議」と名称変更 「ふくしま男女共同参画プラン」施行 男女共同参画推進連係会議設置 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」制定 「男女共同参画推進会議」廃止
2002 年 (平成 14 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行	県民環境室人権・男女共同参画グループに改編 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」施行 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進員」設置 男女共同参画を考える市町村トップセミナー開催 (於 男女共生センター)

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
2003 年 (平成 15 年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定「男女共同参画社会の将来像」検討会開催第 4・5 回「女子差別撤廃条約」実施状況報告審議	県民環境総務領域人権男女共生グループに改編
2004 年 (平成 16 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	「福島県グローバル政策対話」開催(於 男女共生センター) 「男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査」実施
200 年 (平成 17 年)	第 49 回国連婦人の地位委員会(北京+10)開催 (於 ニューヨーク)	男女共同参画審議会から「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 「第 2 次男女共同参画基本計画」策定	男女共同参画推進本部設置 男女共生ふくしまサミット開催(於 ビッグパレット) 「ふくしま男女共同参画プラン」(H18～H22)改訂
2006 年 (平成 18 年)		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	多様なチャレンジキャンペーン事業 「めざせ、理工系ガール」開催(於 会津大学)
2007 年 (平成 19 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「パートタイム労働法」一部改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「未来館国際シンポジウム」開催(於 男女共生センター)
2008 年 (平成 20 年)		内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	人権男女共生課に改編 「男女共同参画・配偶者等からの暴力等に関する意識調査」実施
2009 年 (平成 21 年)		DV 相談ナビ開始 平成 21 年度 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議開催	「ふくしま男女共同参画プラン」(H22～H26)改定

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
2010 年 (平成 22 年)	第 54 回国連婦人の地位委員会 (北京+15)開催 (於 ニューヨーク)	我が国初の APEC 女性リーダ ーズネットワーク(WLN)会合 開催 「第 3 次男女共同参画基本計 画」策定	男女共生センター開館 10 周年
2011 年 (平成 23 年)		女子差別撤廃委員会最終見解 に対するフォローアップ報告の 提出(8 月) 女子差別撤廃委員会最終見解 に対するフォローアップ報告 (8 月) についての同委員会評価採択 (11 月)	
2012 年 (平成 24 年)	APEC 女性と経済フォーラム開 催 (於 サントペテルブルク)	「女性の活躍による経済活性 化」行動計画「働く「なでしこ」 大作戦」策定	人権男女共生課と青少年育成室 が「青少年・男女共生課」に改編 「ふくしま男女共同参画プラン」 (H25～H32)改定
2013 年 (平成 25 年)		「男女共同参画の視点からの 防災・復興の取組指針」策定 若者・女性活躍推進フォーラム の開催・提言 「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法 律」改正	
2014 年 (平成 26 年)	国連アジア太平洋経済社会委員 会(ESCAP)においてアジア太 平洋地域の男女共同参画の推 進状況のレビュー実施世界経済 フォーラム年次会議冒頭演説 で、安倍総理が、「2020 年まで 指導的地位にいる 3 割を女性 にする」旨宣言	第 186 回国会施政方針演説 (内閣総理大臣)で、①全ての 女性が活躍できる社会を創る ②女性を積極的に登用し、国 家公務員の採用を 28 年度か ら全体で 3 割にすると発言 女性の活躍促進に向けた公共 用達及び補助金の活用に関す る取組指針決定	
2015 年 (平成 27 年)	第 59 回国連婦人の地位委員会 「北京+20」記念会合開催 (於ニューヨーク) 第 3 回国連防災会議開催 (於仙台)	「女性の職業生活における活 躍の推進に関する法律」成立 「第 4 次男女共同参画基本計 画」策定	男女共生課に改編
2016 年 (平成 28 年)			「ふくしま女性活躍応援会議」設 立 「ふくしま女性活躍応援宣言」 「ふくしま男女共同参画プラン」 (H29～R2)改定

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
2017 年 (平成 29 年)	国際女性会議 WAW!開催 (於東京都) G7 男女共同参画担当大臣会合 開催 (於イタリア)		「ふくしま女性活躍応援会議幹事 会」設立
2018 年 (平成 30 年)		「政治分野における男女共同 参画の推進に関する法律」成 立	
2019 年 (平成 31 年、 令和元年)		「女性の職業生活における活 躍の推進に関する法律」一部 改正	
2020 年 (令和 2 年)		「第5次男女共同参画基本計 画」策定	
2021 年 (令和 3 年)		「政治分野における男女共同 参画男女虚の推進に関する法 律」改正	「ふくしま男女共同参画プラン」 (R4～R12)改定
2022 年 (令和 4 年)			
2023 年 (令和 5 年)			

6 用語の解説（50音順）

（内閣府「男女共同参画関連用語」等から抜粋）

用語	解説
アンコンシャスバイアス	「無意識の偏見」「無意識の思い込み」。性別、国籍、年齢などによる偏見など、自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏り・思い込みを表す。ダイバーシティを推進させるためには、相手とのコミュニケーションを通して、さまざまな場面でもたらされるアンコンシャスバイアスの影響を削減することが不可欠。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。インターネット等を通じて、人とひとのつながりの場を提供するサービスのこと。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」や「男性は主要な業務、女性は補助的業務等」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考えのこと。
ストーカー	特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことによる怨念の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族等に対してつきまとい等を繰り返して行う者。
性的マイノリティ	同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障がいなどの人々のことをいいます。 「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいいます。
ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	女性、子ども、高齢者、障がい者などの家庭内弱者への「継続的な身体的、心理的虐待、性的虐待など」をいうが、女性問題としては、夫婦や恋人など親密な関係にある男女間で起こる暴力をいう。単に殴る蹴るといった身体的暴力だけでなく、大声でどなる、無視するといった精神的暴力や生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要するなどの性的暴力も含まれる。
テレワーク	ICT(情報通信技術)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
ハラスメント	本人の意図に関係なく、他者に対する発言や行動等が相手を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、脅威を与えること。 厚生労働省の指針や提言では、職場におけるハラスメントに関して、セクシュアル・ハラスメントのほかに、職務上の地位や人間関係等の職場での優位性を背景に、業務の適切な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為や、妊娠・出産、育児や介護のための制度の利用等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動について規定している。 ※ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等

ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	男女共同参画社会基本法第 2 条第 2 号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること」と定義されている。 積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。
リプロダクティブ・ヘルス／ ライツ(性と生殖に関する 健康と権利)	リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成 6 年(1994 年)の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成 7 年の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。 なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がされなければならない。」とされている。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和がとれた状態で、誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるような社会を目指している。

第3次たなぐらまち男女共同参画計画

策 定 令和7年 3月

発 行 福島県 棚倉町

編 集 棚倉町教育委員会 生涯学習課